伊豆の国市斎場火葬業務公募型プロポーザル質問及び回答

書類名	項目又はページ	質問事項	回答
伊豆の国市斎場火葬業務プロポーザル実施要領	５頁 10　プレゼンテーション （３）　その他　ア	「事前に提出した提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する」とありますが、事前に提出した提案書に基づく資料の配布や投影（プロジェクタースクリーンに投影したパワーポイントなどを用いたスライド資料の使用）は認められますでしょうか。	お見込みのとおりです。 事前に提出いただく提案書に基づいた説明を行うために必要な資料の配布又はパワーポイント等を使用したスクリーンへの投影は可能です。ただし、事前に提出する提案書の内容を抜粋・再編集した等の投影や関係のない資料の配布はお控えください。
伊豆の国市斎場火葬業務プロポーザル実施要領	５頁 11　審査選定 （２）　評価項目及び配点	評価項目に「価格」業務価格に関する事とありますが、単純な提案価格の比較（安価が高評価）ではなく、業務価格が適正であれば評価されるとの判断でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 価格に関する評価は、単に提案価格の高低のみを比較するものでなく、提案された業務内容、業務実施体制、仕様書に定める業務を安定的かつ継続的に履行するための妥当性等を踏まえ、提案価格の適正性を評価します。
伊豆の国市斎場火葬業務仕様書	７頁 第26条（費用の負担）（１）	火葬炉設備においても、運転管理上のミスやトラブルにより設備機器の損傷・故障等が発生した場合、納入火葬炉メーカー等の立ち合い検証・調査を行い、受注者側の責任の範囲の中のものと考えられるものは金額に関わらず、受注者の費用負担で修繕等の対応を行うとの理解でよろしいでしょうか。	概ねお見込みのとおりです。 火葬炉設備等の損傷又は故障について、受注者の責に帰すべき事由によるものと認められる場合は、仕様書第26条1項に基づき、受注者の負担により必要な修繕を行うものとします。また、原因及び責任の所在については、必要に応じて火葬炉メーカーその他の専門業者による調査・検証等を踏まえ、市と受注者が協議して判断します。なお、通常使用による消耗、経年劣化、不可抗力その他受注者の責に帰さない事由によるものは、この限りではありません。